



茨城県報 第820号

平成9年1月13日

月曜日

目 次

告 示

ページ

- 指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の指定(2件)(健康増進課) 2
- 臨時種畜検査の実施(畜産課) 2
- 土地改良区の設立の認可(農地管理課) 2
- 土地改良事業の工事の完了(") 3
- 道路の区域の変更(6件)(道路維持課) 3
- 道路の供用の開始(2件)(") 6
- 事業計画の変更の認可(6件)(公園街路課) 6
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(県税事務所) 9
- 土地改良区役員の退任(土地改良事務所) 9
- 土地改良事業の適当決定(2件)(") 10
- 換地処分の公告(") 10
- 土地改良事業の認可(") 10

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定 11

公 告

- 茨城県公募公債償還の抽選(財政課) 11
- 平成9年歯科技工士試験の実施(医務課) 12
- 予防接種の業務を行う医師(保健予防課) 15
- 県営土地改良事業計画(農地管理課) 15
- 都市計画案の縦覧(16件)(都市計画課) 15
- 開発行為の工事完了(5件)(建築指導課) 32
- 都市計画法による命令(") 33
- 道路の位置の指定(") 33
- 道路の位置の指定の廃止(") 33

訓 令

- 茨城県水利調整会議規程の一部を改正する訓令 34

正 誤

- 平成9年1月6日付け茨城県報号外第1号中 35

告 示

茨城県告示第19号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の4第1項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条の12第1号の規定により告示する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成8年12月27日	医療法人社団 常仁会 牛久市猪子町896番地	愛和訪問看護ステーション 牛久市猪子町896番地

茨城県告示第20号

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項及び健康保険法（大正11年法律第70号）第44条の4第1項の規定により、次のとおり指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者を指定したので、老人保健法第46条の17の9第1号及び健康保険法第44条の12第1号の規定により告示する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定年月日	指定老人訪問看護事業者及び指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの名称及び所在地
平成8年12月27日	医療法人 美湖会 稲敷郡美浦村大字宮地字平木596番地	訪問看護ステーション コミューン 稲敷郡美浦村宮地678番地

茨城県告示第21号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号並びに家畜改良増殖法施行規則第2条第2項の規定により、臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

検査年月日	検査場所
平成9年2月12日	下妻市大字比毛川原143 茨城県広域豚人工授精場

茨城県告示第22号

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地北茨城市役所内に事務所を置く神岡上土地改良区の設立を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により平成8年12月26日認可したから、同条第3項の規定により公告する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第23号

県営東山田地区土地改良事業（農業用排水）の工事は、平成 8 年 1 月 18 日をもって完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第24号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 1 月 13 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡桜川村大字浮島 字尾島6276番地先から	旧	最大 ^{メートル} 27.6	メートル 2,961	
		最小 5.0		
稲敷郡桜川村大字浮島 字追越4529番 1 地先まで	新	最大 35.0	1,868	旧道移管
		最小 14.5		
		最大 35.0	1,868	
		最小 14.5		

茨城県告示第25号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 9 年 1 月 13 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大洋鹿島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大洋村大字大蔵 字唯砂1341番6地先から	旧	メートル 最大 7.0 最小 5.0	メートル 580	
鹿島郡大洋村大字大蔵 字唯砂1424番地先まで	新	最大 17.0 最小 10.0	580	現道拡幅
鹿島郡大洋村大字大蔵 字唯砂1424番地先から	旧	最大 7.0 最小 5.0	790	
鹿島郡大洋村大字大蔵 字原山1938番7地先まで	新	最大 7.0 最小 5.0 最大 39.0 最小 10.0	790 740	バイパス 新 設
鹿島郡大洋村大字大蔵 字原山1938番7地先から	旧	最大 6.0 最小 5.0	310	
鹿島郡大洋村大字大蔵 字原山1923番32地先まで	新	最大 16.0 最小 10.0	310	現道拡幅

茨城県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字安居3680番地先から	旧	メートル 最大 15.3 最小 14.3	メートル 200	
西茨城郡岩間町大字安居 3688番2地先まで	新	最大 15.5 最小 14.7	200	現道拡幅

茨城県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 羽鳥停車場江戸線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字羽刈 字遠州292番 1 地先から	旧	メートル 最大 10.5 最小 7.4	メートル 176	
東茨城郡美野里町大字羽刈 字遠州292番 1 地先まで	新	最大 25.3 最小 14.8	176	現道拡幅

茨城県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道 一三三号	東茨城郡御前山村大字長倉 字神明尻319番 1 地先から	旧	メートル 最大 28.6 最小 15.2	メートル 297	
	東茨城郡御前山村大字長倉 字目籠沢418番 5 地先まで	新	最大 52.4 最小 16.0	297	現道拡幅
県道長倉小舟線	東茨城郡御前山村大字長倉 字神明尻319番 1 地先から	旧	最大 7.0 最小 5.5	180	
	東茨城郡御前山村大字長倉 字神明尻328番 1 地先まで	新	最大 26.0 最小 5.5	180	現道拡幅

茨城県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字石井 字不動前1811番 2 地先から	旧	メートル 最大 19.0 最小 6.5	メートル 480	
笠間市大字石井字古町1073番 1 地先まで	新	最大 44.0 最小 12.0	480	現道拡幅

茨城県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 笠間緒川 線	東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2207番2から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2208番2まで	平成9年1月13日
県道 笠間緒川 線	東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2206番2から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2206番2まで	平成9年1月13日
県道 笠間緒川 線	東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2206番2から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2206番2まで	平成9年1月13日
県道 笠間緒川 線	東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2202番5から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2201番4まで	平成9年1月13日
県道 笠間緒川 線	東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2204番1から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2204番1まで	平成9年1月13日
県道 笠間緒川 線	東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2204番1から 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑2204番1まで	平成9年1月13日
県道 下伊勢畑増井 線	東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1493番1から 東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1493番1まで	平成9年1月13日
県道 下伊勢畑増井 線	東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1493番6から 東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1493番6まで	平成9年1月13日
県道 下伊勢畑増井 線	東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1414番1から 東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1418番1まで	平成9年1月13日
県道 下伊勢畑増井 線	東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1418番1から 東茨城郡御前山村大字上伊勢畑1416番1まで	平成9年1月13日

茨城県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成9年1月13日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道梨野沢大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字浅川3774番2地先から
久慈郡大子町大字浅川953番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成9年1月20日

茨城県告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので同法第63条第

2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 4 年茨城県告示第1031号水戸・勝田都市計画道路事業 3・4・12号 赤塚駅南口線

3 事業施行期間

平成 4 年 8 月 17 日から平成 11 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 5 年茨城県告示第1259号水戸・勝田都市計画道路事業 3・6・30号 赤塚駅水府橋線

3 事業施行期間

平成 5 年 11 月 4 日から平成 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成4年茨城県告示第1253号水戸・勝田都市計画道路事業 3・4・8号 元台町河和田線

3 事業施行期間

平成4年10月19日から平成12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成元年茨城県告示第1382号水戸・勝田都市計画道路事業 3・4・16号 梅香下千波線

3 事業施行期間

平成4年11月24日から平成12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成元年茨城県告示第1204号水戸・勝田都市計画道路事業 3・4・8号 元台町河和田線

3 事業施行期間

平成元年10月30日から平成12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成元年茨城県告示第1203号水戸・勝田都市計画道路事業 3・4・8号 元台町河和田線

3 事業施行期間

平成元年10月30日から平成12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第38号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行なったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則107号）第33条の3の規定により告示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県水戸県税事務所長 長 島 肇

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は事業者の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	ダイワ石油(株)	茨城県水戸市朝日町2933-1	平成8年11月30日

茨城県告示第39号

龍ヶ崎市川原代町2640番地の1に事務所を置く牛久沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所

龍ヶ崎市佐貫町343番地

職 名

理 事

氏 名

野 口

摘 要

浩

茨城県告示第40号

岡堰土地改良区から平成 8 年 12 月 5 日付けで認可申請のあった神住地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 8 年 12 月 17 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県土浦土地改良事務所長 富久尾 育 雄

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

神住地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 9 年 1 月 16 日から平成 9 年 2 月 13 日まで

3 縦覧の場所

藤代町役場

茨城県告示第41号

岡堰土地改良区から平成 8 年 12 月 5 日付けで認可申請のあった小文間地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 8 年 12 月 17 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県土浦土地改良事務所長 富久尾 育 雄

1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

小文間地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 9 年 1 月 16 日から平成 9 年 2 月 13 日まで

3 縦覧の場所

取手市役所

茨城県告示第42号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定により県営土地改良事業結城南部地区（第 2 換地区）に係る換地処分をした。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第43号

平成 8 年 7 月 22 日付けで下館市長から認可申請のあった茂田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 8 年 12 月 19 日認可した。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 1 号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項及び第14条の2第2項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3305	土浦88 に 4091	トヨタ 8年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3306	水戸88 せ 5740	スズキ 8年式	〃	〃
3307	水戸33 み 2873	ホンダ 8年式	〃	〃
3308	土浦33 め 74	〃 〃	〃	〃
3309	水戸88 に 4124	ヒノ 8年式	消防用(災害支援車)	水戸市消防本部
3310	水戸88 に 4092	トヨタ 8年式	道路応急作業用	日本道路公団(日立)

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3311	水戸88 に 4092	トヨタ 8年式	道路維持作業用 (道路パトロール車)	日本道路公団(日立)
3312	水戸88 に 4131	〃 〃	〃	〃

3 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 年月日	告示 番号	取消理由
2713	水戸88 す 8397	イズズ4年式	公共応急作業用	日本自動車連盟	4.12.24	43	廃車の為

公 告

◎茨城県公募公債償還の抽選

地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第10条の規定により、茨城県公募公債の定時償還のため抽選を次のとおり実施する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 抽 選 日 時
平成 9 年 1 月 30 日 午前 10 時 30 分
- 2 抽 選 場 所
水戸市南町 2 丁目 5 番 5 号
株式会社常陽銀行本店
- 3 抽 選 方 法
せん札抽選
- 4 対 象 銘 柄 等

銘 柄	償 還 期 日	償 還 金 額
茨城県平成元年度第 1 回公募公債	平成 9 年 3 月 23 日	12,000 万円
茨城県平成 2 年度第 1 回公募公債	平成 9 年 3 月 22 日	12,000 万円
茨城県平成 3 年度第 1 回公募公債	平成 9 年 3 月 25 日	12,000 万円

~~~~~

#### ◎平成 9 年歯科技工士試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和 57 年法律第 1 号)附則第 2 条の規定により歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 試 験 期 日
  - (1) 学説試験 平成 9 年 2 月 25 日 (火) 午前 9 時 00 分から
  - (2) 実地試験 平成 9 年 2 月 26 日 (水) 午前 9 時 30 分から
- 2 試 験 場 所 茨城県水戸市見和 2 丁目 292 番地  
茨城歯科専門学校
- 3 受験願書の受付期間及び受付場所等
  - (1) 受付期間 平成 9 年 2 月 3 日 (月) から平成 9 年 2 月 4 日 (火) まで
  - (2) 受付場所 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県衛生部医務課
  - (3) 出願に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
  - (4) 出願に関する書類を郵送(書留とすること)する場合は、平成 9 年 2 月 4 日 (火) までの消印のあるものは有効とする。
  - (5) 出願に関する書類は、受理後返還しない。
- 4 受 験 資 格
  - (1) 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者(平成 9 年 3 月までに卒業見込みの者を含む。)
  - (2) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者(平成 9 年 3 月までに卒業見込みの者を含む。)
  - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
  - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国において歯科技工士免許を得た者で、厚生大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(5) その他歯科技工士法(昭和30年法律第168号)附則第8条に規定する者

## 5 出願に関する書類

(1) 受験願書(別紙様式)1通

(2) 4の(1)に掲げる学校及び(2)に掲げる養成所の卒業証明書(平成9年3月卒業見込者にあつては、卒業見込証明書)

なお、卒業見込証明書を提出した者は、平成9年3月12日(水)までに(郵送の場合は、同日までの消印のあるもの。)卒業証明書を茨城県衛生部医務課あて提出しないときは、当該試験は無効とする。

(3) 4の(3)に該当する者にあつては、当該試験を受けることができる者であることを証する書類

(4) 4の(4)に該当する者にあつては、厚生大臣の認定を受けたことを証する書類

(5) 写真(出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの。)2枚  
(うち1枚は受験願書にはり付けること。)

(6) 戸籍抄本(出願前6か月以内に発行されたもの。外国人の場合には「外国人登録済証明書」)1通

(7) 受験手数料

ア 受験手数料は、31,000円に相当する茨城県収入証紙(消印しないこと。)を受験願書にはり付けて納入すること。

イ 受験願書受理後は、受験手数料は返還しない。

(8) 受験願書に記載する氏名は、戸籍に記載されているものを使用すること。

## 6 試験科目

(1) 学説試験 歯の解剖学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学  
歯科理工学、関係法規、顎口腔機能学

(2) 実地試験 歯科技工実技

## 7 受験票の交付

受験願書を受理したときは、直接又は学校(養成所)長を経由して、受験者に受験票を交付する。

## 8 合格発表

合格者については、平成9年3月21日(金)午前10時茨城県衛生部掲示板に掲示する。

## 9 その他

(1) 試験当日持参するもの

ア 受験票 イ 筆記用具 ウ 上ばき エ 白衣(実地試験のみ)

(2) 疑問の点がある場合は、茨城県衛生部医務課に問い合わせること。

電話 029-221-8111 内線3117

|      |   |
|------|---|
| 受験番号 | * |
|------|---|

茨城県収入証紙ちょう付  
(消印しないこと)  
31,000円

写 真

縦：6センチメートル  
横：4センチメートル  
(白黒・カラー  
どちらでも可)

歯 科 技 工 士 試 験 願 書

歯科技工士試験を受けたく申請します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日撮影

本籍 (国籍)

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生 年 月 日

年 月 日生

茨城県知事 橋 本 昌 殿

|       |                                     |     |
|-------|-------------------------------------|-----|
| 履 歴 書 | 学 歴 (最終)                            | 年 月 |
|       | 専門学校 (養成所) 名                        | 年 月 |
|       | 職 歴                                 |     |
|       | 賞 罰                                 |     |
|       | 上記のとおり相違ありません。<br>平成 年 月 日<br>氏 名 印 |     |

- (注) 1 \*印のところは記載しないこと。  
2 本籍・氏名は戸籍に記載されている文字とすること。



## ●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第3条第3項の規定に基づき公告する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

| 保 健 所 名 | 医 師 名   | 病 院 名 等  | 所 在 地       |
|---------|---------|----------|-------------|
| 土 浦     | 中 津 基 貴 | 荒川沖クリニック | 土浦市荒川沖町8-30 |

## ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営大曾根地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

県営大曾根地区土地改良事業（ため池等整備事業）計画書の写し

## 2 縦 覧 の 期 間

平成9年1月16日から平成9年2月13日まで

## 3 縦 覧 の 場 所

つくば市役所

## ●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業を決定する必要性が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

土地地区画整理事業（前田・長岡土地地区画整理事業）

## 2 都市計画を定める土地の区域

茨城町大字前田字東原の一部

大字長岡字巾木免の全部

大字長岡字中丸原、字新田及び字矢頭の各一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 茨城町役場都市建設部都市計画課

## 4 縦 覧 期 間

平成9年1月13日から平成9年1月27日まで

- 1 都市計画の種類  
土地区画整理事業 (新県庁舎周辺土地区画整理事業)
- 2 都市計画を定める土地の区域  
水戸市笠原町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
(1) 茨城県土木部都市局都市計画課  
(2) 水戸市役所都市計画部地域整備課
- 4 縦 覧 期 間  
平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

~~~~~

●都市計画案の縦覧

古河・総和都市計画土地区画整理事業を決定する必要が生じたので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業 (古河・総和接点土地区画整理事業)
- 2 都市計画を定める土地の区域
古河市緑町、旭町 2 丁目、東本町 4 丁目、下山町、南町の各一部
総和町大字西牛谷字信部、字中明、字下手の各全部
“ “ 字西谷、字新田、字早稲田、字半縄田、字西の各一部
“ 下辺見字今泉、字六軒の各一部
“ 上辺見字今泉下、字六軒下、字鹿養大道北、字鹿養大道中、字鹿養大道南の各一部
“ 大堤字鹿養の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
(1) 茨城県土木部都市局都市計画課
(2) 古河市役所都市計画課
(3) 総和町役場都市計画課
- 4 縦 覧 期 間
平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

~~~~~

●都市計画案の縦覧

取手市計画用途地域を変更する必要が生じたので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌



1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 藤代町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

藤代町大字押切字押切の一部

大字宮和田字畑田の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下, 容積率100%以下, 建築物の高さの限度10m以下

(ウ) 規制の内容を変更する部分

藤代町大字宮和田字堤下, 字岡田, 字道上, 字南及び字道下の各一部

大字藤代字蔵前下の一部

(エ) (ウ)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下, 容積100%以下, 建築物の高さ限度12m以下, 敷地面積の最低限度165㎡以上

(オ) 削除する部分

藤代町大字宮和田字砂田, 字蔵屋敷, 字大門, 字寺脇, 字片町裏, 字宮面, 字南及び字道上の各一部

大字藤代字蔵前及び字蔵前下の各一部

大字片町字用水堤下の一部

大字宮和田字堤下及び字岡田の各一部

大字片町字四郎兵衛堀及び字時分切の各一部

(カ) (オ)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下, 容積率80%以下

イ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

藤代町大字宮和田字南, 字堤下及び字岡田の各一部

大字藤代字蔵前及び字蔵前下の各一部

大字片町字用水堤下, 字四郎兵衛堀及び字時分切の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(ウ) 除外する部分

藤代町大字小浮気字本田の一部

大字谷中字本田の一部

(エ) (ウ)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

ウ 第二種住居地域

(ア) 追加する部分

藤代町大字宮和田字堤下の一部

大字片町字用水堤下, 字四郎兵衛堀及び字時分切の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率300%以下

エ 近隣商業地域

(ア) 追加する部分

藤代町大字宮和田字南, 字宮面, 字片町裏及び字道上の各一部

大字藤代字蔵前及び字蔵前下の各一部

大字片町字用水堤下の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下, 容積率300%以下

オ 準工業地域

(ア) 追加する部分

藤代町大字小浮気字本田及び字新田の各一部

大字宮和田字砂田, 字蔵屋敷, 字大門, 字寺脇, 字片町裏及び字宮面の各一部

大字谷中字本田の一部

大字藤代字蔵前の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(2) 守谷町

ア 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

守谷町大字守谷字小山下, 字新屋敷の各一部

大字小山字長作の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(ウ) 除外する部分

守谷町みずき野一丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 藤代町役場建設部都市計画課

(3) 守谷町役場都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成9年1月13日から平成9年1月27日まで

~~~~~

◎都市計画案の縦覧

取手都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し, 当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお, 当該都市計画の案について意見のあるかたは, 縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて, 意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 藤代町

ア 市街化区域に追加する部分

藤代町大字小浮気字本田, 字新田の各一部

大字押切字押切の一部

大字宮和田字畑田の一部

イ 市街化区域から除外する部分

藤代町大字小浮気字本田の一部

(2) 守谷町

ア 市街化区域に追加する部分

守谷町大字守谷字小山下, 字新屋敷の各一部

大字小山字長作の一部

イ 市街化区域から除外する部分

守谷町みずき野一丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 藤代町役場建設部都市計画課

(3) 守谷町役場都市整備部都市計画課

4 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 水戸市

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

水戸市笠原町の一部

笠原町大字上組の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下, 容積率80%以下, 建築物の高さの限度10m以下

(ウ) 追加する部分

水戸市双葉台 1 丁目, 双葉台 2 丁目の各一部

元吉田町字横宿の一部

(エ) (ウ)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下, 容積率100%以下, 建築物の高さの限度10m以下

(オ) 削除する部分

水戸市笠原町の一部

笠原町字上組の一部

イ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 追加する部分

水戸市双葉台 3 丁目, 双葉台 5 丁目の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

ウ 第二種住居地域

(ア) 追加する部分

水戸市笠原町の一部

笠原町字上組, 字不動山の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

エ 準住居地域

(ア) 追加する部分

水戸市笠原町の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

オ 近隣商業地域

(ア) 追加する部分

水戸市笠原町の一部

笠原町字上組, 字中組, 字下組の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下, 容積率200%以下

(ウ) 追加する部分

水戸市笠原町の一部

(エ) (ウ)に係る規制の内容

建ぺい率80%以下, 容積率300%以下

カ 工業地域

(ア) 削除する部分

水戸市元石川町字乗越沢の一部

(2) 大洗町

ア 準工業地域

(ア) 追加する部分

大洗町港中央の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(3) 茨城町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

茨城町大字前田字東原の一部

大字長岡字中丸原, 字矢頭及び字新田の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下, 容積率60%以下, 建物の高さ10m以下

(ウ) 追加する部分

茨城町大字長岡字中丸原及び字矢頭の各一部

(エ) (ウ)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下, 容積率100%以下, 建物の高さ10m以下

イ 準工業地域

(ア) 追加する部分

茨城町大字南栗崎字原及び字角内の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

ウ 工業専用地域

(ア) 追加する部分

茨城町大字駒渡字西山, 字長堀, 字南山, 字中畑, 字藤山, 字南子割尻, 字北ソッカワ及び字清水頭の各全部, 字後原, 字北畑, 字北山, 字芝付, 字南子割, 字宮脇, 字東陳畑上及び字鯉淵道の各一部

大字野曾字後谷, 字北山及び後口谷の各全部

字後口原, 字湛沼下, 字恵古田, 字権現堂, 字荒谷, 字登り新田, 字竹の内, 字野曾沢, 字道三木及び字塚町の各一部

大字南栗崎字小沼台及び字ニツ塚の各全部

字原, 字後原, 字角内及び字山神の各一部

大字南川又字後原, 字稲荷, 字シシヤ, 字高房, 字阿弥陀, 字山ノ神, 字離山及び字枝山の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 水戸市役所都市計画部都市計画課
- (3) 大洗町役場都市計画課
- (4) 茨城町役場都市建設部都市計画課

4 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

◎都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 水戸市

ア 市街化区域に追加する部分

水戸市双葉台 1 丁目、双葉台 2 丁目、双葉台 3 丁目、双葉台 5 丁目

笠原町の各一部

笠原町字上組、字中組、字下組、字不動山の各一部

元吉田町字横宿の各一部

イ 市街化区域から除外する部分

水戸市元石川町字乗越沢の一部

(2) 大洗町

ア 市街化区域に追加する部分

大洗町港中央の一部

(3) 茨城町

ア 市街化区域に追加する部分

茨城町大字前田字東原の一部

大字長岡字中丸原、字矢頭及び字新田の各一部

大字駒渡字西山、字長堀、字南山、字中畑、字藤山、字南子割尻、字北ソッカワ及び字清水頭の各全部

字後原、字北畑、字北山、字芝付、字南子割、字宮脇、字東陳畑上及び字鯉淵道の各一部

大字野曾字後谷、字北山及び字後口谷の各全部

字後口原、字湛沼下、字恵古田、字権現堂、字荒谷、字登り新田、字竹の内、字野曾沢、字道三木及び字堺町の各一部

大字南栗崎字小沼台及び字ニツ塚の各全部

字原、字後原、字角内及び字山神の各一部

大字南川又字後原、字稲荷、字シシヤ、字高房、字阿弥陀、字山ノ神、字離山及び字枝川の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

- (2) 水戸市役所都市計画部都市計画課
- (3) 大洗町役場都市計画課
- (4) 茨城町役場都市建設部都市計画課

4 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

古河・総和都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 古河市

ア 市街化区域に追加する部分

古河市下山町，東本町 4 丁目及び旭町 2 丁目の各一部

〃 けやき平 1 丁目及びけやき平 2 丁目の各一部

〃 大字中田字糺原の一部

〃 大字牧野地字十念寺下及び十念寺向の各一部

(2) 総和町

ア 市街化区域に追加する部分

総和町大字西牛谷字西谷，字信部，字中明及び字下手の各全部

〃 〃 字新田，字早稲田，字半縄田及び字西の各一部

〃 大字下辺見字今泉，及び字六軒の各一部

〃 大字上辺見字今泉下，字六軒下，字鹿養大道北，字鹿養大道中，及び字鹿養大道南の各一部

〃 大字大堤字鹿養の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 古河市役所建設部都市計画課
- (3) 総和町役場建設部都市計画課

4 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

古河・総和都市計画用途地域を変更する必要があるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 古河市

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

古河市下山町、東本町 4 丁目及び旭町 2 丁目の各一部

(イ) (ア)にかかる規制の内容

建ぺい率40%以下、容積率60%以下、建築物の高さの限度10m以下

(ウ) 追加する部分

古河市けやき平 1 丁目及びけやき平 2 丁目の各一部

〃 大字中田字瀬原の一部

(エ) (ウ)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下、容積率80%以下、建築物の高さの限度10m以下

(オ) 削除する部分

古河市大字鴻巣字元屋敷の一部

(カ) (オ)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下、容積率80%以下、建築物の高さの限度10m以下

イ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

古河市けやき平 2 丁目の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

ウ 第二種住居地域

(ア) 追加する部分

古河市大字牧野地字十念寺下及び十念寺向の各一部

〃 大字鴻巣字元屋敷の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下、容積率200%以下

(2) 総和町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

総和町大字西牛谷字西谷、字信部、字中明及び字下手の各全部

〃 〃 字新田、字早稲田、字半縄田及び字西の各一部

〃 大字下辺見字今泉及び字六軒の各一部

〃 大字上辺見字今泉下、字六軒下、字鹿養大道北、字鹿養大道中、字鹿養大道南の各一部

総和町大字大堤字鹿養の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下, 容積率60%以下, 建築物の高さの限度10m以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 古河市役所建設部都市計画課
- (3) 総和町役場建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成9年1月13日から平成9年1月27日まで

●都市計画案の縦覧

下館・結城都市計画用途地域を変更する必要が生じたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し, 当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお, 当該都市計画の案について意見のあるかたは, 縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて, 意見書を提出することができます。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 下館市

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

下館市大字横島字並木の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下, 容積率80%以下, 壁面後退1.0m以上, 建築物の高さの限度10m以下

(2) 結城市

ア 工業専用地域

(ア) 追加する部分

結城市大字結城字作野谷の一部

〃 大字上山川字須久保塚及び字大久保の各一部

〃 大字矢畑字須久保塚の全部

〃 大字矢畑字大久保及び大谷口の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(3) 関城町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

関城町大字関本肥土字小稲荷の一部

〃 大字関本上字古稲荷及び字小稲荷の各一部

関城町大字関本上中字古稲荷の一部

〃 大字関本中字古稲荷及び小稲荷の各一部

〃 大字関本下字古稲荷の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下, 容積率60%以下, 建築物の高さの限度10m以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 下館市役所都市計画部都市計画課
- (3) 結城市役所都市計画部都市計画課
- (4) 関城町役場地域整備課

4 縦覧期間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

下館・結城都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要があるが生じたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し, 当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお, 当該都市計画の案について意見のあるかたは, 縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて, 意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 下館市

ア 市街化区域に追加する部分
下館市大字横島字並木の一部

(2) 結城市

ア 市街化区域に追加する部分
結城市大字結城字作野谷の一部
〃 大字上山川字須久保塚及び字大久保の各一部
〃 大字矢畑字須久保塚の全部
〃 大字矢畑字大久保及び大谷口の各一部

(3) 関城町

ア 市街化区域に追加する部分
関城町大字関本肥土字小稲荷の一部
大字関本上字古稲荷及び字小稲荷の各一部
大字関本上中字古稲荷の一部
大字関本中字古稲荷及び小稲荷の各一部
大字関本下字古稲荷の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 下館市役所都市計画部都市計画課
- (3) 結城市役所都市計画部都市計画課
- (4) 関城町役場地域整備課

4 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画緑地を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

変更する土地の区域

7・逆川緑地（削除する区域）

水戸市千波町字カチ道、及びヤナイタの各一部、米沢町字上組の一部

（追加する区域）

水戸市米沢町字東川端、及び西川端、千波町字原新田の各一部

2 都市計画の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 水戸市役所

3 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

友部都市計画及び笠間都市計画下水道を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域

（追加する部分）

友部町大字柏井 字小山，字上田，字池ノ端，字池下，字カミタ，字ナカタ，字中丸，字下田及び字池ノ下の各全部

大字長兎路 字塔頭の全部

- 大字湯崎 字東原及び字芝沼の各一部
 大字随分附 字下田, 字弥八窪, 字棒葉山, 字入ヤツ及び字シモタの各一部
 大字柏井 字荒神後, 字池端, 字砂久保, 字仲丸, 字荒神山及び字清太郎の各一部
 大字仁古田 字釈迦堂及び字菖蒲沼の各一部
 大字長兎路 字長堀, 字塔頭前, 字久保, 字梶山久保, 字細沼, 字五万堀, 字塔頭裏, 字大砂, 字前原
 及び字向原の各一部

(2) 下水管渠

(追加する部分)

- 友部町大字矢野下 字あざり, 字アサリ, 字八幡脇, 字田代, 字野毛臺及び字孫六の各一部
 大字住吉 字野木台, 字利助, 字川郷地, 字亀之介, 字向山, 字中山, 字愛宕台, 字天神山及び字細
 谷の各一部
 大字旭町 字旭台及び字西原の各一部
 大字湯崎 字並木, 字東原及び芝沼の各一部
 大字長兎路 字梶山久保, 字前原, 字細沼及び五万堀の各一部

2 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 (2) 友部町役場

3 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画公園を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

4・4・501号 茨城町運動公園

追加する部分

茨城町大字蕎麦原字東谷津の一部

削除する部分

茨城町大字越安字西山の一部

2 都市計画の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 (2) 茨城町役場

3 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

●都市計画案の縦覧

水戸・勝田都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・8号 元台町河和田線

変更する部分

水戸市千波町字カチ道，字道祖神前，字舟付の各一部

3・3・15号 水戸駅平須線

追加する部分

水戸市笠原町

笠原町字上谷津，三軒家，字新山，字半堀

平須町字新山，字新田，字皿久保，字新分附，字原山，字南原，字表原の各一部

変更する部分

水戸市千波町字千波山，字千波原，字長堀，字中山，字海道付の各一部

3・3・16号 梅香下千波線

変更する部分

水戸市千波町字後川，字カチ道，字ヤナイタ，字久保，字中道北，字中道南

元吉田町字荒，字岡崎，字吉沢裏

米沢町字上組，字中組，字下組

吉沢町字西割，字相野，字古屋敷，字方附の各一部

7・4・6号 北通り線

追加する部分

水戸市笠原町の一部

7・4・7号 東通り線

追加する部分

水戸市笠原町の一部

1・3・2号 北関東横断道路線

変更する部分

東茨城郡茨城町大字駒渡字北山，字西山及び字長堀の各一部

大字野曾字恵古田及び字北山の各一部

3・3・88号 小幡矢頭線

変更する部分

東茨城郡茨城町大字小鶴字柳町，字横田，字弥つ田，字大根田，字小柄，字千戈，字溝下，

字湯下，字出口，字縄下田，字薬師堂，字細内及び字正保内の各一部

3・4・90号 長岡中山線

変更する部分

東茨城郡茨城町大字長岡字大連寺, 字巾木免, 字新田, 字下宿, 字若林, 字住吉, 字下敷及び字
三原の各一部
大字上石崎, 字寺山及び字原の各一部

3・4・92号 東原矢頭線

変更する部分

東茨城郡茨城町大字前田字東原の一部
大字長岡, 字中丸原, 字新田及び字矢頭の各一部

3・3・93号 長岡東原線

変更する部分

東茨城郡茨城町大字前田, 字巾木免及び字東原の各一部
大字長岡字大連寺及び字巾木免の各一部

3・4・117号上飯沼河和田線

変更する部分

東茨城郡茨城町大字野曾字道三木, 字荒谷, 字恵古田, 字北山, 字後谷及び字後口原の各一部
大字駒渡字南山の一部

3・4・169号中央通り線

追加する部分

東茨城郡茨城町大字前田字東原の一部
大字長岡字中丸原の一部

3・3・173号小鶴南川又線

追加する部分

東茨城郡茨城町大字小鶴字繩下田, 字寺家前, 字新家, 字中畑, 字弁才天, 字宮前, 字宮前谷津
字宿保内, 字西及び字谷原の各一部
大字越安字堂ノ前, 字御仮家前, 字仮家, 字宮前, 字矢中, 字池下及び字西山の
各一部
大字蕎麦原字山下, 字池ノ下, 字東谷津, 字東山, 字東, 字ヤツ, 字三夜, 字中
道, 字遠原, 字八牧方, 字北大作及び字西遠原の各一部
大字駒渡字大作, 字東山, 字北畑, 字北山及び字後原の各一部
大字野曾字後谷, 字後口原, 字後口谷及び字北山の各一部
大字南栗崎字原及び字小沼台の各一部
大字南川又字後原, 字稲荷, 字シシヤ, 字高房, 字山ノ神及び字離山の各一部

3・4・123号滝沢・中原線

変更する部分

東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割の一部

3・4・174号東・旭ヶ丘線

追加する部分

東茨城郡内原町大字鯉淵字八ノ割, 字五ノ割, 字四ノ割, 字一ノ割の各一部

2 都市計画の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 水戸市役所, 茨城町役場, 内原町役場

3 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

◎都市計画案の縦覧

古河・総和都市計画道路を変更する必要が生じたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・9 号桜町・上辺見線

追加する部分

総和町大字上辺見字六軒下の一部

〃 大字下辺見字六軒の一部

変更する部分

古河市下山町の一部

削除する部分

古河市下山町の一部

3・5・16 号西牛谷・小堤線

変更する部分

総和町大字西牛谷字西谷，字西，字新田の各一部

3・3・25 号西牛谷・辺見線

追加する部分

総和町大字西牛谷字西谷，字信部，字中明，字半縄田，字下手の各一部

〃 大字上辺見字今泉下，字六軒下，字鹿養大道南，字岡沼の各一部

〃 大字大堤字山下の一部

〃 大字下辺見字今泉，字六軒，字沼田の各一部

3・4・26 号旭町・今泉線

追加する部分

古河市旭町二丁目の一部

総和町大字西牛谷字下手，字半縄田の各一部

〃 大字上辺見字今泉下の一部

〃 大字下辺見字今泉の一部

2 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 古河市役所

総和町役場

3 縦 覧 期 間

平成 9 年 1 月 13 日から平成 9 年 1 月 27 日まで

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町上野原地新田字台391番4, 同番19, 同番20, 同番21, 同番22, 同番26, 同番27, 同番28

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号

三井石油株式会社

代表取締役 木 下 禎 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町大字磯浜町字磯口2459番, 2465番, 2466番, 2468番, 2469番, 2470番, 字永井戸尻2471番, 2503番1, 字天神下2501番, 2502番

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町大貫町233

椿山林産有限公司

代表取締役 小野瀬 俊 市

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字杉原663番10, 同番58, 同番62, 同番64, 同番65, 同番80, 同番82, 同番85, 同番87, 同番88, 同番102

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町菅谷663番地の32

株式会社 那珂ハウジング

代表取締役 川 野 勝 行

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）付則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法付則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

行方郡北浦村大字成田天王697番1, 698番, 699番2

2 事業主の住所及び氏名

行方郡北浦村大字山田2534番地10

北浦村土地開発公社

理事長 男 庭 恒 和

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市箱田字元ノ905番1, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 石井字坊屋敷1988番1, 1986番, 1987番, 箱田字間黒前2576番1

2 事業主の住所及び氏名

水戸市見和2丁目500番地の7

株式会社 山新

代表取締役 山 口 健 治

◎都市計画法による命令

次の建築物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条の規定に違反しているので、平成9年1月13日付けで同法第81条第1項の規定に基づき、当該建築物の使用停止を命じた。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 建築主の住所氏名

水戸市白梅2-3-86

株式会社 天元

代表取締役 荻 原 康 一

2 所 在 地

水戸市河和田町1100-1

3 建築物の概要

葬祭・法要葬式場（セレモニーホール水戸）

鉄骨造 2階建 床面積 961.5㎡

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 1775 号	平成 8 年 12 月 20 日	株式会社 泉屋建設 代表取締役 大関 トヨ	西茨城郡岩間町 大字下郷 4557番地の 9	東茨城郡美野里町 大字羽鳥字向峯 1294番 3 同番21	メートル 6.00	メートル 58.16

◎道路の位置の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 1593 号	平成 8 年 12 月 17 日	中山 春実	岩井市大字辺田 1169 番地	岩井市大字辺田 字前畑 1175 番 4	メートル 4.00	メートル 18.95

訓 令

茨城県訓令第 1 号

茨城県企業局訓令第 1 号

茨城県水利調整会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 9 年 1 月 13 日

茨城県知事 橋 本 昌
茨城県公営企業管理者
企業局長 小 瀬 信 一

茨城県水利調整会議規程の一部を改正する訓令

茨城県水利調整会議規程 茨城県訓令第 18 号
昭和 43 年
茨城県企業局訓令第 3 号 の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

- (4) 水・土地計画課長
- (5) 計画調整課長
- (6) 事業調整課長

第 2 条第 1 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 商工政策課長

第 2 条第 1 項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、第 15 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条中「交通・産業立地課」を「水・土地計画課」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 9 年 1 月 6 日付け茨城県報号外第 1 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	8	阿見町大字荒川本郷字おて橋, 字大塚, 字鶉原の各一部	阿見町大字荒川本郷字大塚, 字鶉原の各一部
2	9	大字荒川沖字鶉野の一部	削除
2	14	阿見町大字荒川本郷字おて橋, 字大塚, 字鶉原の各一部	阿見町大字荒川本郷字池向, 字おて橋, 字大塚, 字鶉原の 各一部
2	15	大字荒川沖字鶉野の一部	削除

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)